

山青森県報

号外第十一号

令和五年
三月十日
(金曜日)

目次

○ 津波災害警戒区域の指定 (河川砂防課) 一

○ 右 同 一
 ○ 右 同 二
 ○ 右 同 二
 ○ 右 同 二
 ○ 右 同 三
 ○ 右 同 三
 ○ 右 同 三
 ○ 右 同 三
 ○ 右 同 四
 ○ 右 同 四
 ○ 右 同 四
 ○ 右 同 四
 ○ 右 同 四
 ○ 右 同 五
 ○ 右 同 五
 ○ 右 同 五
 ○ 右 同 五
 ○ 右 同 六
 ○ 右 同 六
 ○ 右 同 六

告 示

青森県告示第百三十四号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三村 申 吾

一 指定の区域

青森市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 基準水位

一の図面に示す水位

青森県告示第百三十五号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三村 申 吾

一 指定の区域

○ 右 同 (同) 七

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百三十六号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百三十七号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百三十八号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百三十九号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百四十号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百四十一号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百四十二号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

蓬田村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百四十三号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百四十四号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

鱒ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百四十五号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百四十六号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百四十七号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百四十八号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

横浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百四十九号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百五十号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百五十一号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百五十二号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

東通村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百五十三号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百五十四号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

佐井村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 基準水位
- 一 の図面に示す水位

青森県告示第百五十五号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定の区域

五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 基準水位

一の図面に示す水位

青森県告示第百五十六号

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定の区域

階上町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 基準水位

一の図面に示す水位

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円